

「移行期」のスーダン政治

— 南北和平・民主化・ダルフル危機



栗田禎子

はじめに

スーダンは一九八九年以来、クーデタで成立したバシル政権の支配下に置かれてきたが、二〇〇五年一月、同政権と、従来、とくに南部スーダンなどの地域で抵抗を続けてきた反体制組織SPLM/SPLA（スーダン人民解放運動・解放軍）との間で「包括和平協定（CPA）」が調印され、以後、政治プロセスは新たな段階に入った。CPAの規定によれば、二〇〇九年にはスーダン全国で総選挙が行われ、また二〇一一年には南部を対象に、将来の帰属を

問う住民投票が施行されることになっている。このように現在のスーダンは、まぎれもない「移行期」にあり、最近はいわゆる「移行期の政治」や「移行期正義」の事例の一つとしてスーダンが取り上げられることも多い。

ただ、注意を要するのは、現在のスーダンが経験しつつある「移行」は、非民主的な政体から民主主義への完全な転換、というわけではないということである。この点で、アパルトヘイト体制が打倒されて国家体制全体の民主的な転換がなされた南アフリカの事例とは、スーダンは明らかに異なっている。国内における、あるいは国際社会におけるさまざまな力関係の結果として、スーダンにおける「包括和平協定」は、まさに「和平」として——すなわち独裁

体制を完全に打倒するのではなく、これと交渉し、温存する形で——成立せざるをえなかった。現在のスーダンにおける「移行」や「民主化」は、過去二〇年間の流血や人権侵害の張本人であるバシル政権が温存され、また「包括和平協定」の一方の当事者として正統性を承認されてもいるという特殊な状況下で進められているのであり、これがスーダン国民の闘いを複雑で困難なものとしている。

同時に注目すべきなのは、現在のスーダンにおける「移行期」は、場合によっては、その結果として、これまでのスーダン共和国の領域的一体性が解体されるかもしれないという性格の「移行期」——「スーダン」という国自体の存続がかかっている「移行期」——だということである。前述のように二〇一一年には南部の住民を対象に、南部が将来、統一されたスーダンのなかに留まるのか、それとも分離独立するかを問う住民投票が行われることになっており、「移行期」のスーダン政治のありようによっては、南部の人々が分離を選択する可能性は否定できない。さらに、周知のようにここ数年はスーダン西部のダルフルにおける状況が急速に深刻化しており、もし「移行期」のスーダン政治がこの問題への対応を誤れば、国際的力学ともあいまって、将来的には南部だけでなく、ダルフルのような諸地域も現在のスーダン共和国の体制からの離脱の動きを強めていく可能性がある。その意味では現在の「移

行期」は、疑いなくスーダン独立（一九五六年）以来の最大の転機であるだけでなく、一九世紀にエジプトによる征服・植民地支配のもとで、今日のスーダン共和国の領域の原型が「エジプト領スーダン」として形成されて以来の転機であり、東アフリカのこの地域における国分けのシステムに大きな地殻変動を引き起こしかねないものであるともいえる。

このように、現在スーダンが通過しつつある「移行期」とはきわめてセンシティブな性格のものであるが、にもかかわらず、やはりそれが大きな変革のチャンスであり、独裁の温存や国家の分裂という危険をはらむ一方で、スーダンにおける政治や経済のあり方に、意味のある変化をもたらしうる可能性を持つものであることは否定できない。そして目下スーダン国民の多くは、内外の諸力のせめぎあいももたらす複雑な情勢に翻弄されつつも、その変革の可能性に賭けて、さまざまな模索を行っているということができる。

以上のような観点から、本稿では、「移行期」のスーダン政治の課題と、現在のスーダンをめぐる内外の諸勢力の動き、今後の展望を検討する。

I 一九八九年以降のスーダン国民の闘いとその到達点

一九八九年六月に「国民イスラーム戦線(NIF)」を母体として成立したウマル・アル・バシル政権は、一九七〇年代後半〜八〇年代に金融・流通などの分野で急成長を遂げた北部スーダン出身の新興の資本家グループ(これを「寄生的資本家」とする規定もある)が、クーデタによって政権を奪取し、「イスラーム主義」イデオロギーを掲げることで、権力と富の独占を正当化しようとしたものといえることができる。同政権下では、北部を含む全スーダンが強権的支配下に置かれ、民主主義が圧殺され、人権が蹂躪されると同時に、南部をはじめとする低開発諸地域に対しては、むき出しの武力による弾圧が行われた。バシル政権の支配は(「国民イスラーム戦線」支持者以外の)ほとんどすべての国民を抑圧・排除するものであったが、それは皮肉なことに、同政権への抵抗の過程で、独立後のスーダンにおいて初めて、北部における民主化闘争と、南部をはじめとする低開発地域の住民の運動との間で本格的な共闘関係が形成されるという結果をもたらした。

ここでスーダンの政治史を簡単に振り返ってみると、独を行ってきた歴史を持ち、とくに南部では、早くもスーダン独立前夜の一九五五年から武装闘争が発生した(一九七一年) (ちなみに、低開発地域である南部、ヌバ山地などは、歴史的経緯から、文化的・宗教的には、イスラームやアラビア語が浸透しなかった地域と重なっていた)。

しかしながら従来は、この二つの潮流——北部における民主化運動と低開発地域の住民の抵抗運動——の間に本格的な対話や交流が生まれることはなかった。北部スーダンの民主化運動のなかで中心的役割を果たしてきたスーダン共産党(一九四六年結党)は、早い時期から植民地型の経済構造からの脱却や強権的国家機構の変革の必要性を唱えていたが、独立後のスーダン国家内部でいわば「内国植民地」的位置に置かれることになった低開発諸地域の問題を包括的に解決するヴィジョンを形成するには至っていなかったように思われる。また、共産党は「一〇月革命」後の南部をめぐる円卓会議では南部に自治を与えることを主張したが、南部の民衆の運動の主体性に着目し、これと積極的に連携していくという戦略はまだ存在しなかった。他方、低開発地域の側も、一九六〇年代にゲリラ活動を展開した「アニヤ・ニヤ」「毒虫」のちに「南部スーダン解放運動」に発展)の例に見られるように、この段階ではあくまで「分離独立」という発想に基づく運動しか生み出しておらず、自らの抱える問題をスーダン国家全体の構造のな

立以来、北部スーダンにおける民主化闘争は一定の蓄積を有してきたといえることができる。スーダンは一九五六年に独立し、形式的には(英統治下で準備された「二大政党制」に基づく)議会制民主主義体制に基づく政治が始動したが、これら「二大政党」は、植民地支配下で成長した一握りの農業・商業資本家が特定の宗教的名家を核に結集したものにすぎず、民衆の利害を代表しなかった。これに対する労働者・農民などの勢力による異議申し立ての声が高まると、民衆の運動を封じこめるため、支配層の側が「議会制民主主義」の外被をかなぐり捨てて軍部に政権を渡すといった現象(一九五八年の軍事クーデタ)、あるいは左翼運動に「無神論」のレッテルを貼って弾圧するためにイスラームを政治的に利用するといった現象が生じた。しかし、これに対し、北部スーダンの民主勢力(中心となったのは鉄道労働者や綿花プロジェクトの農民、都市の専門職者や知識人・学生)は果敢な抵抗を行ってきた歴史がある。アブド政権(一九五八〜六四年)に対する一九六四年の「一〇月革命」ヌメイリー政権に対する一九八五年の「インティファード(市民蜂起)」はいずれも、民衆がデモとゼネストの組み合わせによって軍事独裁政権を瓦解させた、アフリカや中東では稀有な事例である。

他方、スーダン国内の低開発諸地域も、植民地時代から継承されてきた深刻な開発格差に対して異議申し立てかで位置づけて北部の民主勢力と共闘しようとする発想は生まれしていなかった。

これに対し、一九八九年のバシル政権成立後の段階は、北部における民主化闘争と、南部をはじめとする低開発地域の住民の運動とが、政権打倒のために共闘関係に入り、かつその過程で、将来のスーダンにどのような国家を建設すべきかをめぐるヴィジョンを共有するにいたったという点で、きわめて注目すべきものとなった。政権打倒をめざして結成された「国民民主同盟(NDU)」には、北部の伝統的「二大政党」(「民主統一党、ウンマ党」、共産党、労組組織だけでなく、八三年以降南部などを基盤に活動を開始していたSPLM/SPLA(スーダン人民解放運動・解放軍。以下、SPLMと略記)も合流した*2。「国民民主同盟」は、まずバシル政権打倒のために団結し、北部におけるインティファード(市民蜂起)と、南部などにおいて主としてSPLMが展開する武装闘争とを組み合わせて闘うという方針を確立した。同時に、独立以降のスーダンが抱えてきた諸問題を見直し、あるべき国家像について議論するという作業を続け、(一九九二年の「憲章」、一九九三年の「ナイロビ宣言」などを経て)一九九五年の「アスマラ会議」までには、将来のスーダン国家においては①開発格差を是正し、バランスのとれた経済発展を実現する、②複数政党制と人権の原則に基づく民主的制度を構

築する、③宗教の政治利用を許さず、事実上の政教分離を行つ、という諸原則が確立された。将来のスーダン国家は、「宗教・人種・性別・文化」にかかわらず、「市民」の概念に基づき、完全な平等が保証される国家、従来「周辺化されてきた人々」の権利が保証される「新しいスーダン」となることが宣言されたのである (National Democratic Alliance 1995)。

「国民民主同盟」が到達したこのヴィジョンにおいて最も注目には値するのは、従来の政治過程を特徴づけてきた二つの流れ——民主主義を求める動きと低開発諸地域の権利要求——が統合され、国家構造全体の大胆な民主化を実現することによってこそ、スーダンの一体性を守つていこうという発想が打ち出されたという点である。アスマラ会議では、南部に対し、(すべての民族に認められた「人間的・民主的権利として」)「自決権」を認めることが明記されたが、この決定は同時に、将来のスーダンにおいて開発格差の是正や民主化が徹底されるならば、南部の住民も自決権行使にあたり、「分離」を選択する必要はなくなるはずだ、という判断に支えられていた。「新しいスーダン」とはいわば、民主主義の実現と統一の維持というスーダンが抱える二つの課題を、一体のものとして捉え、解決しようとする構想だったといえる。

独立以来のスーダン国家のあり方全体を批判的に見直した。同時に、この SPLM の主張が「国民民主同盟」全体に受容された要因としては、共産党に代表される北部の民主勢力の役割があげられるが、それに加えて、「国民イスラーム戦線」政権が国民生活全体にもたらした苦難の結果、北部内部の(従来は伝統的「二大政党」の支持基盤を形成していた)一般大衆の間にも、独立以来のスーダン政治のあり方を批判的に見直そうとする気運が生まれていた、という事実が指摘できる。「国民イスラーム戦線」を形成する一握りの資本家層による強権政治のもと、スーダン国民は等しく、歪んだ経済政策や、宗教の政治利用がもたらす害悪を痛感した。「国民イスラーム戦線」は「イスラーム主義」的イデオロギーの外被のもと、経済的には公共部門の民営化、医療・教育分野への「市場原理」の導入など、一連の「新自由主義」的政策を追求したが、これは北部の一般市民の生活の窮乏化と、低開発地域のさらなる荒廃、「周辺化」を同時進行させた。このような背景のもとに、「新しいスーダン」というヴィジョンが、広範な層の心を捉えるという状況が生まれていたと考えられるのである。

し、政治・経済構造の抜本の変革を謳うこのようなヴィジョンが「国民民主同盟」によって採用されるにあたり、SPLM の果たした役割が決定的であったことには疑いの余地がない。SPLM はヌメイリー政権末期、(直接的には一九五五〜七一年の南北内戦をいったん終結させた「アジスアベバ協定」に基づく南部自治をめぐる取り決めが政府によって一方的に変更されたことを契機に)南部において結成された組織であったが、南部を基盤としながらも初めて「分離主義」的発想を克服した運動、南部の状況を国家構造全体の歪みから生じる問題として捉え、その変革をめざそうとする運動であった。結成直後の一九八三年七月に公表された綱領的文書「マニフェスト」のなかで SPLM は、南部が抱える問題を、植民地主義や新植民地主義がスーダン国内に作り出した「中心⇌周辺」構造の産物として捉える視点を打ち出している。「新しいスーダン」は、元来は SPLM が提唱したスローガンであった。そしてこのような主張は、SPLM の指導者で優れた政治手腕と洞察力の持ち主であったジョン・ガラングの活動や、反体制運動のなかで SPLM が政治的・軍事的に占めた比重のゆえに、「国民民主同盟」全体の方針に影響を与えていくこととなる。アスマラ会議で採用された「周辺化されてきた人々」という表現には、SPLM によって議論されてきた「中心⇌周辺」概念の影響が窺われる (Sudan People's

II 「南北和平」の性格と「移行期」の政治過程の特徴

しかしながら現実の政治過程は、とくに二一世紀に入ってから、「国民民主同盟」の構想とは必ずしも一致しない形の展開を見せることになった。これが二〇〇一年以降に本格化し始めた、いわゆる南北「和平」プロセスである。

スーダン政府と SPLM との間で和平を成立させようという動きは、これ以前にもなかったわけではない。一九九〇年代には、エチオピア・エリトリア・ウガンダ・ケニアなどの近隣アフリカ諸国——いわゆる IGAD (政府間開発機構) 諸国——による調停の試みが存在したが、和平は実現しなかった。これに対し、二一世紀に入り和平プロセスが急速に本格化した背景には内外の諸要因が存在するが、最も決定的だったとされるのはアメリカのイニシアティブである。アメリカはバシール政権成立後、一九九〇年代を通じて、公式にはこの「イスラーム主義」政権を敵視し、「テロ支援国家」として糾弾して、経済制裁などの対象としてきた。だがその間にスーダンは中国・マレーシアなどとの経済関係を深め、二一世紀に入るところからアメリカは、(折から南部における石油生産が本格化し、

また西部などにおける稀少金属の存在が注目を集め始めたこともあり）対スーダン関係を仕切り直す必要性を感じ始めた。地政学的・軍事的にも、ペルシャ湾・インド洋を臨む「アフリカの角」の背後の要であり、内陸部の「大湖水地帯」諸国への通路にあたるスーダンは、アメリカが二世紀のアフリカ戦略を構想する上で、重要な位置にあった。他方、バシール政権の側も、国際社会への復帰の機会を窺っており、両者の利害が一致した結果、二〇〇一年以降、（いわゆる「九・一一」事件をむしろうまく利用する形で）両国関係の転換が図られることになる。「テロ支援国家」の烙印を押され、実際にウサーマ・ビン・ラーディンとも密接な関係にあったバシール政権は、にもかかわらず、「九・一一」後、一転してアメリカの捜査に全面的に協力する姿勢に転じることで、対米関係改善のきっかけを掴んだ。アメリカ側もこれに応え、スーダンとの関係を再構築する意欲を示すとともに、その前提として、「南北内戦」の解決、「和平」プロセスに積極的にコミットする姿勢を示し始めたのである。

和平プロセスの背景には同時に、スーダン国内における反体制運動をめぐる状況、諸勢力間の力学も存在した。すでに見たように「国民民主同盟」の戦略は、バシール政権を、北部における市民蜂起と、SPLMが主として担う武装闘争との組み合わせによって打倒しようというものである。

和平プロセスの背景には同時に、スーダン国内における反体制運動をめぐる状況、諸勢力間の力学も存在した。すでに見たように「国民民主同盟」の戦略は、バシール政権を、北部における市民蜂起と、SPLMが主として担う武装闘争との組み合わせによって打倒しようというものである。

和平プロセスの背景には同時に、スーダン国内における反体制運動をめぐる状況、諸勢力間の力学も存在した。すでに見たように「国民民主同盟」の戦略は、バシール政権を、北部における市民蜂起と、SPLMが主として担う武装闘争との組み合わせによって打倒しようというものである。

CPAにおいてはまず、①停戦が宣言されるとともに、②南部には「南部スーダン政府」が樹立されることが決定された。さらに、バシール政権（ちなみに一九九八年以降、「国民会議党（NCP）」と改称）とSPLMの間での「富と権力の分配」の方針が示され、③石油収入は南北間で折半すること、④中央政府のポストもNCP五二%、SPLM二八%という比率で配分すること、SPLM議長は南部スーダン政府の長であるとともにスーダン共和国副大統領にも就任すること、などが取り決められた。そして、⑤南部に自決権を認め、六年間の「移行期間」終了時（二〇一一年に南部においてはスーダン共和国に留まるか、分離独立するかを問う）住民投票を行うこと、また、⑥これに先立ち、「移行期間」の四年目、二〇〇九年にはスーダン全国で総選挙を実施すること、が規定された。^{＊3}

さて、この和平プロセスの最大の特徴は、それが文字通り南北「和平」としてのみ構想されていること——スーダンの現状を、国家構造全体が抱える矛盾と捉えてこれを根本から解決しようとするのではなく、問題をあくまで「南

あった。SPLMによる武装闘争はかなりの成果を上げ、一九九〇年代半ばには南部においては政権側の支配は「点と線」のみのものとなり、大半の地域は事実上、SPLMによる「解放区」となるという状況が生じた。また九〇年代末には、SPLMを中心とする「国民民主同盟」による軍事行動の戦線は、南部のみならず、ヌバ山地、東部（紅海岸）などにも広がり、政権に大きな脅威を与えた。しかし、その後戦況は膠着状態に陥り、二〇〇一年当時にはSPLMと政権側は、ともに相手を完全に打ち負かすことはできない、「弱さのバランス」ともいふべき状況に陥っていた。他方、抵抗闘争のもうひとつの柱となるはずの、北部における市民蜂起はといえば、バシール政権によるきわめて強権的な弾圧、また（従来はストの中心であった勢力の弱体化をねらった）労組の解体や、公務員の政治的解雇などの政策のため、実現するにいたらなかった。こうした状況下で、（国家全体の変革を自らに課しているとはいえず）やはり南部を主要な支持基盤としているSPLM内部で、バシール政権完全打倒やスーダン全体の民主化を待つのではなく、政権との和平に応じ、これまで戦場となってきた南部の人々に平和と安定をもたらすべきだ、という判断が優勢となったのはある意味では自然なことであった。このような背景のもと、SPLMもアメリカの働きかけに応じてバシール政権との「和平」プロセスに引き入れられてい

北内戦」という次元のみで捉えた上で、「和平」をもって決着させようという発想に基づいていること——にあるといえる。そしてこの「和平」は具体的には、NCPとSPLMの間でポストと富の分配を行い、この二者間のみで、いわば「手打ち」を行う過程として構想されている。スーダン政治全体の民主化という視点は薄く、それどころか、NCPとSPLM二者間で主要な政府ポストが分配される取り決めによって、それ以外の諸勢力は移行期の政治過程から事実上排除される構造が作り出されている。

むしろ、和平プロセスとその集大成としてのCPAとに、積極的側面があることも見落としてはならない。和平の成立により、これまで長年戦場となってきた南部の人々にはようやく平和が訪れた。バシール政権が反体制勢力SPLMを叩き潰すのではなく、このような形で和平を結びざるをえなかったこと自体、SPLMの闘いの成果にほかならず、その結果として「移行期」の政治過程に低開発地域を代表する運動がこれほどまでに中心的な形で参与することになったことは、スーダン政治上、画期的なことだといえる。南北和平はあくまでも、これまでのSPLMや「国民民主同盟」の運動の成果を前提として成立したもののなのであり、「マチャコス合意」や「権力分配に関する議定書」、またCPAのなかには、開発格差の是正や、人権の尊重、女性の地位向上など、文言の上では、かつての

「国民民主同盟」の決定との連続性を感じさせる積極的規定も少なくない。移行期間の折り返し時点で総選挙を行うというC P Aの規定も、複数政党制に基づく民主的政治制度を再建するというという課題に一応応えようとするものである。

だが、これらすべての積極面は、問題を「南北」二者間の「和平」という部分的・限定的な形で決着させようとする発想がもたらす消極面によって、また、とりわけまさにその「和平」の成立によって、(和平協定調印の当事者としての)バシール政権が温存されるという効果が生じたことによって、相殺もしくは形骸化されてしまっている。そして和平協定によってバシール政権が温存され、同時に政治過程からN C P ≡ S P L M以外の勢力が事実上排除されたことは、一方で「移行期」におけるスーダンの民主化の展望に否定的影響を及ぼすとともに、他方では、皮肉なことに、(C P Aで最も恩恵を受けるはずの)南部地域の復興やS P L Mの活動の発展をも阻害し、ひいてはスーダン国家の統一の展望に影を落としていると考えられるのである。

具体的には、和平協定によって与党として温存されたN C Pは、現在も、従来と基本的には同じ政治を続行することをめざしている。N C P政権による言論や集会の自由への規制・介入は続いており、これは民主化の実質を失わせている。政治的諸自由を制限する諸法がいまだ撤廃されて

や、南北間でその帰属がペンディングとなっているアビエ(Abyei)地区をめぐることも、N C Pは不誠実な対応を続けている。

以上をまとめれば、和平プロセスによって始動した「移行期」の政治過程は、それがN C P体制を温存するものであったために、大きな矛盾を抱えることになった。「国民民主同盟」の元来の構想は、民主化とスーダンの統一の維持という課題を一体のものとして捉え、スーダン全体の政治的・経済的変革を進めることで、南部の「自決権」行使の暁にも南部の人々がその意思に基づいて統一を選択するような条件を作り出すというものであった。これに対し、温存されたN C P政権下で進行中の現在の「移行期」においては、政治・経済を取り巻く状況が抜本的に変革される気配が見えないため、スーダンの一体性が維持される可能性も脅かされているということが出来る。民主化や開発格差の是正が進まず、二〇〇九年の総選挙を経てスーダン政治に抜本的变化が訪れなければ、南部をはじめとする低開発地域の分離傾向に弾みがつくのは当然の結末であろう。

いない状況下では、公正な選挙を行えない危険性がある。

同時にN C Pは、S P L Mを政権のパートナーとして迎え入れはしたが、これに中央政治における実権は与えず、他方で、南部をめぐる規定に関してもC P Aの遵守を意図的に怠るという政策をとっている。たとえば和平協定の規定によれば石油収入の半分は南部に分配されることになっているが、現実にはスーダンの石油の販路や正確な収益に関するデータ自体がN C Pの手中にあり、国民には開示されていない(閣僚ポスト分配にあたり、S P L Mはエネルギー・鉱物資源相ポストを要求したが失敗)。また、C P Aによれば、現在の移行期間は南北間の「信頼醸成」が行われるべき重要な時期であり、南部の経済的・社会的復興のために全力が尽くされることになっているが、実際には中央政府の予算案では南部復興のための手当てが行われていない。こうした中でS P L Mを中心とする南部スーダン政府は結局、和平協定後、海外から流入し始めた巨額の援助に依存するようになっていくが、その過程で汚職・腐敗という現象も生じ始めている。地域社会の復興や農業生産の再開に向けた条件がスーダン国内で整備されないため、現在南部スーダンは食糧を近隣の東アフリカ諸国からの輸入に全面的に依存しているが、これは長期的には、南部がスーダンから分離していく傾向を促進する可能性がある。また、C P Aで定められている南部からの政府軍の撤退

Ⅲ 民主化と統一を求めて —— 諸政治勢力の模索

それでは、こうした移行期の政治のなかで、スーダンの諸政治勢力——とりわけ、従来「国民民主同盟」を形成していた諸勢力——はどのように行動しようとしているのだろうか。以下では、①S P L Mと、②「国民民主同盟」の場でS P L Mと共闘していた北部の政治勢力の状況に分けて検討しておきたい。かつて「国民民主同盟」の「新しいスーダン」ヴィジョンを先導した存在でありながら、バシール政権と単独和平し、一転して与党の立場に転じたS P L Mは、いうまでもなく、現在きわめて微妙な段階にあり、その状況は分析に値する。また、和平協定によって政治過程から排除されてしまった北部の民主勢力が現状をどのように捉え、対処しようとしているのかも重要である。

まず、S P L Mについて見てみると、現在、同組織は、重要な転換点にある。反乱者から政権担当者へ、軍事組織から政党へと、変容・脱皮する過程にあり、二〇〇五年当時数千人だったメンバーは、二〇〇八年現在では公称四〇〇万人に膨れ上がっている。二〇〇八年五月には南部のジュバで、(一九九四年以来二度目となる)大会が開催さ

れた。^{*4}

こうした大会の場などでの議論から確認できるのは、まずSPLMが当面の最重要課題としては、南部社会の復興に取り組んでいること——和平成立後の現在を、長年の武装闘争の過程で大きな犠牲を払った南部の民衆への「払い戻し」の時期と位置づけていること——である。難民の帰還・地雷の除去・インフラの整備・医療や教育の充実・農業の再開など、南部の人々の生活を安定させるための課題は山積している。SPLMは中央政府がCPA中の南部復興に関わる規定の実施を怠っていることを批判し、CPAの完全遵守を要求している。同時に、SPLM内部での復興ビジネスなどに伴う汚職の蔓延が公然と指摘され、厳しく批判されている点が印象的である。

ついで確認できるのは、にもかかわらずSPLMが、自らは南部のみならず、他の低開発諸地域の利害を代表しているのだという立場を維持していることである。この文脈でSPLMは、ヌバ山地、青ナイルという——南部と同じく低開発地域であり、多くの住民がSPLMに参加して戦ったが、CPAにおいては「自決権」の対象とはならなかった——地域についても、その権利要求を支持していく方針を示している。^{*5}

そして決定的に重要なのは、SPLMが現時点でも、少なくとも公式には、「新しいスーダン」というヴィジョンを成果に到達することもできなかった。SPLMにとり、CPAはひとつの成果ではあるが、「新しいスーダン」というヴィジョンの代わりになりうるものではない。むしろ、CPAは単なる出発点、「ミニ新スーダン」であり、まず南部という場で「新しいスーダン」の理念を実践に移したのちに、これをスーダン全体に広げていくという発想が必要である。^{*6}

こうした基本的スタンスに導かれる形で、現在SPLMは、自らは全スーダン国民の政党、「国民的かつ民主的運動」なのだという訴えかけに力を入れ、南部だけでなく、スーダン全土における組織建設を進めている。すでに見たように、バシール政権に対する一九九〇年代を通じての武装闘争の過程で、SPLMの戦線は南部だけでなく、ヌバ山地、青ナイル、紅海岸などの地域にまで広がり、これらの地域の住民の間にSPLMへの支持が広がっていたという現実があるが、現在はこの支持を背景に、政党としての基盤を建設することがめざされている。さらに注目に値するのは、SPLMは低開発地域の住民だけではなく、「中央（＝北部）の貧困者」、あるいは女性といった勢力の代弁者でもあることが強調され、こうした勢力を対象に、北部でも支持を拡大することがめざされていることである。^{*7}

次に、従来「国民民主同盟」の場でSPLMと共闘していた北部の政治諸勢力についてであるが、「国民民主同盟」

を放棄してはいないということ——自らは南部スーダンを代表するのではなく、全スーダン国民のための運動なのだというスタンスを崩してはいないということ——である。すでに見たように、スーダン国家の構造全体の抜本的変革を謳う「新しいスーダン」のヴィジョンは、SPLMの運動にとつて中心的なものであったが、南部が和平協定によって「富と権力の分配」に与り、移行期間終了時に自決権を行使する権利も承認されたいまとなつては、SPLMが「新しいスーダン」に対し、もはや以前のようにコミットしなくなっても不自然ではない。SPLM結成以来の指導者だったジョン・ガラングが二〇〇五年夏に急死したこともあり、ガラング後のSPLMは基本的には南部の利害を代表する地域政党へと、その体質を変化させていくのではないかという観測も存在した。

しかしながら、ジョン・ガラングの死後SPLM議長に就任したサルバ・キール (Salva Kiir Mayaridit) は、たとえば第二回大会の基調演説で、SPLMがスーダン国家全体の構造を変革するという初心を忘れて南部のことのみに没頭し、「サブ・ナシヨナルなレベルに後退」するのは、恥ずべきことだと戒めている。キールによれば、SPLMの闘争は「新しいスーダン」のヴィジョンに導かれてこそ発展してきたのであり、このヴィジョンがなければSPLMは（南部スーダンの解放と和平という）現在手にしてい

は南北和平プロセス開始当初は、それがスーダンの抱える問題を南北内戦という次元のみに限定して捉えていることと、NCP＝SPLMという二者間の合意にすぎないことを批判し、その欠陥を指摘していた。だが和平が現実のものとなり、かつそれが南部の人々によって歓迎されていることが明らかになって以降は、「国民民主同盟」はCPAが持つ限界性は認識しながらも、それが南部に平和をもたらしたことは評価し、自らも「移行期」の政治過程に積極的に参加していくことで、CPAを単なるNCP＝SPLM二者間の和平合意から、スーダン政治全体の民主化プロセスへと転換・発展させていくことをめざすという立場をとるようになった。二〇〇五年六月、「国民民主同盟」内の北部諸勢力は同年一月のCPA成立後の状況を受けて、バシール政権と交渉を行い、複数政党制の樹立、労組活動の自由化、軍や治安機関の政治的中立化、政治的解雇者への補償などに関する「カイロ合意」を取り交わした上で、スーダン国内の政治過程への復帰を決定する。^{*8}

現実には、CPAのもと、政策決定過程が基本的にNCP＝SPLMの二者に独占されているなかでは、それ以外の政治勢力が存在感を発揮するのは難しい状況があり、「カイロ合意」もバシール政権によって事実上無視されている。だが「国民民主同盟」側は、引き続き合意内容の実施を求めると同時に、移行期間中に政治的自由を最大限に拡大す

ること、とくにバシール政権下で制定された言論・集会の自由を規制する諸法を撤廃することを要求する運動を展開している。⁹

さて、移行期間中に政治的自由をできるかぎり拡大し、民主化を推進することをめざす北部民主勢力のこのような動きの先には、それによって二〇〇九年の総選挙が自由で公正なものとなる条件を作り出し、選挙によってスーダン政治に実質的な変化をもたらそうという目標が存在するのであるが、総選挙に賭けようとするこのような姿勢は、実はSPLMによっても共有されている。SPLMはすでに見たように北部を含む全国での組織建設を急いでいるが、そこをめざされているのは、二〇〇九年の選挙をスーダン全土で闘い、「新しいスーダン」のヴィジョンを全国民に問うことであり、実際にSPLMは、北部の諸都市・農村を巡回して政治キャンペーンを展開している。ここからはひとつの可能性——すなわち、かつて「国民民主同盟」やSPLMが掲げた「新しいスーダン」のヴィジョンが、総選挙で国民の支持を受けるといって勝利し、実現するという展望——が浮かび上がる。インティファダや武装闘争を通じてバシール政権を打倒し、「新しいスーダン」を建設するというシナリオは実現しなかったが、北部の民主勢力と低開発地域とが政治的共闘を再構築すれば、同じことを選挙を通じて実現する可能性は残されているのではな

で、総選挙実施前に治安・新聞・出版・労組関係の諸法を改正することを要求した。こうした動きが、実際の選挙協力につながっていくかどうかは不明であるが、現時点では依然、SPLMと北部民主勢力の間に共闘が成立し、その結果、総選挙によってスーダンの政治構造に積極的な変化が生じる可能性は皆無ではないといえることができる。

IV ダルフール危機のゆくえ

以上、南北和平成立後の「移行期」のスーダン政治の状況を検討してきたが、二〇〇三年以降激化し、現在ではこの移行期全体のゆくえを左右しかねない重大問題となっているのが、ダルフル危機である。現在までに二〇万人近くが死亡し、約二五〇万人が国内外で難民化したといわれるこの危機に関してはすでに報道・分析も多いが、以下では問題の基本的性格と現状、今後の展望について検討しておこう。

過去数年来ダルフルで生じている事態は基本的には、一九八九年の政権掌握以来、「国民イスラーム戦線」体制が国内の低開発諸地域に対して繰り返ししてきた暴力的弾圧と同一の性格のものである。スーダン西部に位置するダルフル地方は、文化的には非アラブ的要素を保持している

いか？

この点に関しては、事態のゆくえはまだまったく不透明であるといわざるをえない。NCPは言論・集会などの自由に対する抑圧を続けて民主勢力による選挙キャンペーンを妨害する一方、政権居座りを狙って、すでに選挙戦に向けての買収工作を展開しているともされる。また、北部の諸政治勢力のなかでも、伝統的「二大政党」（民主統一党・ウンマ党）の上層部を形成する資本家層のなかには、バシール政権下で長期にわたって富や権力の場合から排除されることに耐えかねてNCPと接近した部分、経済活動を通じてNCPを形成する「寄生的資本家」層と親和性を強めた部分も存在する。だが、たとえばスーダン共産党は現在でも低開発地域との連帯の姿勢を堅持しており、また、それ以上に注目しているのは、従来なら伝統的諸政党の支持基盤であった北部の一般民衆の間にも、独立後の政治のあり方全体に疑問を覚え、「新しいスーダン」というヴィジョンを支持する空気が存在するということである。そして、こうした民衆の動向に規定される形で、「移行期」の現在も、SPLMと北部の政治勢力の間には、選挙に向けての共闘の動きが生まれている。二〇〇八年一月には、SPLMと北部諸政党を含む計一三党が、民主的選挙法の制定を求める共同覚書を発するという試みがなされた。¹⁰ さらに二〇〇八年末には、SPLMと「国民民主同盟」は共同

とはいえ、一七世紀にケイラ・スルタン国が建国されるなど、スーダンのイスラーム化に大きな役割を果たした地域である。だが一九世紀以降にエジプト、ついでイギリスの植民地化によって成立した近代スーダン国家の枠内では低開発地域に転落し、独立後のスーダンでも経済的・政治的に従属的位置に置かれてきた。さらに、ダルフルの低開発状況は、他の地域の場合同様、「国民イスラーム戦線」政権の「新自由主義」的政策のもとでいっそう深刻化した。現在起きていることは基本的に、こうした状況に対し抗議の声を上げた現地住民を、政府が暴力的に弾圧しているという事態であり、他の低開発地域で起きてきたことと同じである。ダルフルに関して報じられる無差別殺戮、組織的な性暴力などはいずれも、一九九〇年代に南部やヌバ山地で観察されたものである。また、弾圧のために正規軍ではなく「部族民兵」を用いるという手法も、南部でも用いられた。¹¹

このように現在ダルフルで起きていることは、基本的には、従来南部などで行われていたことの再現であるが、ただ、なぜ危機が二〇〇三年以降深刻化したのか——なぜこの時期になってバシール政権はダルフルを舞台とする新たな蛮行に走ったのか——という「タイミング」の問題については、別個の分析が必要となる。この文脈で指摘しておかねばならないのが、南北和平プロセスとダルフル

危機との間の連関である。

バシール政権がダルフルの住民に対する過酷な弾圧に着手した背景には、南北和平プロセスが進展を見せ、アメリカの圧力のもと、南部に対しては「富と権力の分配」を行わざるをえないことが明らかになってきた段階で、同様の動きが他の低開発地域に波及することを防ごうという「見せしめ」の意図が存在したとされる。この意味でダルフル危機は皮肉にも、南北和平プロセスの副産物ということもできるのである。さらに、二〇〇五年のCPA成立後もバシール政権がダルフルにおける暴力をいっそうエスカレートさせた背景には、CPAによって二〇〇九年の総選挙実施が定められたことを受け、(開発格差や差別に苦しんできた地域であり、正常に選挙が行われれば現政権が敗北することが予想される)ダルフルの状況を「変えて」おこうとする打算があったとも指摘される。住民の虐殺や難民化は、選挙に備えてダルフルの人口学的状況を物理的に変更するための、いわば究極の「選挙対策」として行われたともいえるのである。

他方、南北和平プロセスの進展は、政権側だけではなく、ダルフルの抵抗運動側の動向にも影響を与えた。ダルフルにおける武装闘争組織のルーツは、以前から繰り返されてきた政府側の弾圧から村を守るための住民の抵抗にあり、基本的に防衛的な性格のものであったことは確

にSPLMは、ダルフルの抵抗運動が(分断統治の手法に長けている政権側の策動もあって)分裂を繰り返し、多数の組織が乱立する状況となったことを憂慮し、二〇〇七年以降、SPLMの特別チーム「ダルフル・タスク・フォース」の仲介で抵抗諸組織を統一し、それによって政権側との交渉能力を高めさせることをめざしてきた^{*12}。

しかしながら、現在までのところ、ダルフル危機をスーダン内部からのイニシアティブによって政治的に解決しようとする試みは成果を上げていない。南北和平プロセスやCPAは、すでに見たように、元来はそれと引き換えにバシール政権の温存・延命、さらには国際社会への復帰を保証する性格を有していた。だが、バシール政権がその独特の情勢判断に基づいて、CPAにもかかわらず(むしろCPAのゆえに)ダルフルにおける暴力をエスカレートさせ、その後も時間稼ぎ的政策を続けていることは、国際社会の反発と介入を招き、この独裁政権の「軟着陸」の可能性を不透明なものとしている。

危機の激化を受けてダルフルには二〇〇六年からはアフリカ連合(AU)による監視部隊が、また〇八年からは国連・AU共同のPKO部隊(UNAMID)が展開し始めた。さらに〇八年七月には、国際刑事裁判所(ICC)検察官が、ダルフルでのジェノサイドの責任を問うてバシール大統領本人に対する訴追手続きに入る方針を発表

認しておく必要がある。しかし、二〇〇三年春にこうした抵抗が組織化され、(スーダン解放運動・解放軍(SLM/SLA))および「正義と平等運動(JEM)」という二つの代表的組織が活動を本格化した——それによって、これまでにない規模の弾圧を誘発した——契機としては、やはり南北和平プロセスの影響が無視できない。ダルフルは以前から経済的・政治的従属状況に苦しんでいたが、同じ問題を抱える南部のSPLMが、武装闘争という形で南北「内戦」の当事者となったために国際社会の注目を集め、二〇〇一年以降の南北和平プロセスの過程で、富と権力の大幅な分配に与る見通しが明らかになったことは、ダルフルの抵抗運動にもひとつの教訓を与えた。低開発地域の抱える問題をスピーディーに解決するには、武装闘争に訴え、「内戦」の当事者として国際社会にアピールすることが早道だという発想が、ダルフルの側に生まれてしまったと考えられるのである。

このような状況下で、「国民民主同盟」に代表されるスーダンの民主勢力は、危機を引き起こしたバシール政権を糾弾し、ダルフルの要求の正当性を基本的に認めると同時に、当面の暴力が停止された後は、ダルフル危機もまたスーダン全体の開発格差の是正や民主化の問題の一環として、全政治勢力が参加する会議を開催して、政治的かつ包括的に解決すべきだという提案を行ってきた。また、とく

し、事態はにわかに緊迫した。ダルフル危機の「国際化」によってNCPが追い詰められ、それによって(NCPを一方の当事者とする)CPA体制、現在の「移行期」の枠組み自体が崩壊する可能性が現実のものとなってきたのである。

V 「国際社会」の介入をどう捉えるべきか

二一世紀に入って以降のスーダン政治を特徴づける際立った現象となっているのは、国際的介入の増大である。すでに見たように、南北和平プロセスの本格化自体が、アメリカの強力なイニシアティブによるものであった。現在のスーダンの政治過程の前提となっている南北和平体制は国際的関与のもとに作り出されたものであり、CPAには、その実施を監督するために国連PKO(UNMIS)の展開を求めることが書き込まれている。また、ダルフル危機の激化が、同地域をめぐる国際的介入の増大を招いていることは前述の通りである。では、国際的介入の増大は、どのように捉えられるべきだろうか。

国際的介入が国家の主権を侵害するものであり、望ましくないものでないことは言うまでもないが、スーダンの場合、まず確認しておくべきなのは、このような介入を招いたの

は一九九〇年代以来、バシール政権が南部、そしてダルフルなどで引き起こしてきた事態なのだという事実である。主権を危険にさらしているのは、第一義的には、政権自体だといえる。

同時に、国際的介入の増大に関しては、その背景に、スーダンの資源や地政学的・戦略的な位置という要因が存在することを見過してはならない。アメリカのスーダンへの関与がこうした要因に基づくものであることはすでに見た通りだが、同様の要因はアメリカだけでなく、先進資本主義国を中心とする「国際社会」全般の、スーダンに対する関心をも根底で規定している。また、ダルフルをめぐる国連の動きや、あるいは国連によって近年提起され始めた「保護する責任」という概念（そのモデル・ケースとしてしばしば言及されてきたのはスーダンである）の意味を考えると、国連にも、国連という組織の指導部を形成する先進諸国の利害や戦略を考えるべきだろう^{＊3}。

では、こうした背景に基づく国際社会の介入は、スーダンの人々にとってどのような意味を持ち、政治プロセスにどのような影響を与えるのだろうか。

第一に指摘しておきたいのは、国際的介入は、それが（たとえばダルフルにおける）当面の暴力を停止させ、住民を守るといって「緊急避難」的効果を持つとはいえず、やはりスーダンの主権を阻害し、長期的にはスーダン国民の政治

化させていくことである。

このように見えてくると、先進資本主義国を中心とする「国際社会」の介入は、スーダンを新植民地的従属状況に置き、さらに場合によっては異なる地域ごと分裂させていくことになりかねない、危険な側面を持つといえる。南部「復興」事業に国際社会から注ぎ込まれる莫大な資金は、スーダンへの多国籍企業の進出の道を掃き清め、さらに、南部の分離を勢いづける方向に作用していく可能性がある。ダルフルへの国際介入の増大も、長期的にはスーダン各地方間の対立や分離の流れを作り出しかねない。そして、（基本的にアメリカの世界戦略に奉仕するため、機会があり次第自衛隊の海外派兵「実績」を増やして憲法九条改正の伏線を開くという方針に基づいて強行された）日本の自衛隊の南部PKOへの参加も、紛れもなくこうした「新植民地主義」的国際介入の一環であり、スーダンの人々の福利に寄与するものではない。

反面、スーダンをめぐる国際的な動きのなかに、先進資本主義諸国の政府からなる「国際社会」と区別されるべきものもあることは言うまでもない。たとえば、南部での医療などに取り組むNGOや、ダルフルでの人権状況を告発する国際的な運動に携わる人々の多くは、スーダン国民との交流や連帯を願って活動しており、彼らの活動は（それが先進諸国政府や多国籍企業の思惑に取り込まれたり利用

的自己決定権を奪っていくものだということである。「国際社会」による介入が現実にはすでに見たような経済的・戦略的利害を背景とするものであることを考慮すると、この点はいっそう重要である。人道の名のもとに行われる国際的介入が、実は先進資本主義諸国がスーダンに対して行う「新植民地主義」的進出の、新たな端緒となる可能性も存在する。

第二に重要なのは、スーダンに対する国際社会の介入は、往々にして、問題を経済的・政治的なものとしてではなく、「エスニシティー」や「宗教」の差異に基づく対立として認識した上で行われる傾向を持つということである。アメリカによる介入がスーダンの抱える問題を基本的に文化的・宗教的に異なる「南北」間の対立のみに還元・単純化する発想に基づくものだったことはすでに見た通りだが、同様の発想はダルフル危機に関する国際社会の認識（そこでは問題はもっぱら「アラブ系」対「アフリカ系」の対立という図式で捉えられる）にも観察される。問題の経済的次元を無視し、植民地主義の遺産や新自由主義的政策の矛盾といった現象から極力目をそらすとするこのような姿勢は、「国際社会」の主流を形成するのが依然、先進資本主義諸国であることから生じているともいえるが、重要なのはこうしたアプローチが問題を錯綜・紛糾させ、さらにはエスニシティーや宗教に基づく対立を激化・実体

されたりする危険性は絶えず警戒されねばならないが）基本的には積極的方向性を持つている。また、国際刑事法廷（ICC）も、（ダルフルの事態をめぐっては国連安保理の付託を受けて調査を行ってきたとはいえず、その設置の経緯や役割を考えれば、先進国諸政府の思惑に従属している組織とはいえない。ICCがバシール訴追の方針を示したことは、ダルフル危機が「国民イスラーム戦線」政権の政策によって引き起こされてきたものであることを考えると、論理的には完全に正しい。さらに、ICCの方針は、それがバシールの政治生命を脅かし、事実上「死に体」に追いやったことで、場合によってはスーダン国内における民主化をめざす動き（具体的には二〇〇九年の大統領選挙の動向）に新たな展望を開く可能性も秘めている。バシール政権は短期的にはICCの方針を内政干渉であるとして拒否する強硬姿勢を示し、むしろこれをテコに国内世論を動員し、中東・アフリカ諸国の支持を取り付けようとさえしているが、長期的には、政権の孤立・弱体化は避けられない。ICCの方針に代表される、NCP政権の人権侵害に対する国際的非難の高まりは、もしこの条件をスーダン国内の民主勢力がうまく活かすことに成功すれば、政治プロセスに積極的影響を与える可能性もある。

また、外部からの関与ではあっても、先進諸国主導の介入と、アフリカ諸国主導の、いわば域内のイニシアティブ

に基づく関与とは区別する必要がある。むしろ近隣のアフリカ諸国による関与といえども、各国政府の利害や思惑に裏付けられていることは言うまでもないが、にもかかわらず、植民地支配との闘争や国民統合の努力という経験を共有してきた域内諸国によるイニシアティブには、先進諸国主導のそれには見られない積極面が存在すると考えられるからである。また、やはりスーダンの問題解決のためにアフリカに学ぶという文脈では、近年 SPLM が、南アフリカの ANC（アフリカ国民会議）との交流を強化しているのも注目に値する動きといえよう。

むすびにかえて

以上見てきたように、現在、スーダン政治のゆくえはきわめて不透明な状況にある。NCP 政権の完全打倒のちに、バランスのとれた経済発展と民主主義によって特徴づけられる「新しいスーダン」を建設し、それによってスーダンの一体性を守る、という「国民民主同盟」の一九九〇年代の戦略は、そのままの形では実現しなかった。二〇〇五年の包括和平協定（CPA）は南部における戦闘を終わらせはしたものの、「和平」と引き換えに NCP 政権を温存することになった。結果として現在スーダン

功を収めるかどうかは、それと並行して「移行期」のスーダンがどれだけ民主化するか（＝「新しいスーダン」に近づけるか）という問題と不可分であるともいえよう。ダルフール危機の解決をめざす運動は、民主化運動と一体のものとして進められる必要がある。

移行期のスーダン政治全体に大きな影響を与えている国際的契機に関しても、「新植民地主義」につながりかねない、明らかに否定的なものと、変革を求めるスーダン国民の運動と連動させていける性格のものが存在する。そしてこれをスーダンの人々は、注意深く見定めていると考えられるのである。

移行期を民主化と統一に向けての真の転換の過程にすることをめざす、スーダン国民の闘いは依然続いている。

●付記

本稿の作成は、科学研究費「スーダンにおける戦後復興と平和構築の研究」（研究代表者 栗本英世）によって二〇〇八年にスーダンで行った調査の結果、可能になった。また、栗本英世・岡崎彰の両氏からは、貴重な資料の貸与、資料情報への教示を受けた。

●注

*1 独立後のスーダンの経済・政治構造に関する共産党の分析に関しては、al-Hizb al-Shuyū'i al-Sūdāni (1965) を参照。

国民は、NCP が政権に居座ったままの「移行期」の間に、民主化の努力をし、移行期終了時には南部住民に分離か統一かの意向を問う、という困難な課題を背負うことになった。民主主義とスーダンの一体性との未来がかかった「移行期」であるが、現在までのところ、はかばかしい成果は上がっていない。開発格差の是正も政治的民主化も進まないまま移行期が終わり、スーダンは最終的に分裂してしまふ、という悲観的なシナリオも一定の説得力を持つ。

しかしながら、その一方で、「新しいスーダン」というヴィジョンが現実には、スーダン国民の多く——低開発地域の住民に加えて、NCP 政権下での体験を経て、独立後の伝統的支配層の政治に疑問を抱くようになった北部の一般市民や、女性といった人々——によって支持されるようになっている、という事実も見逃してはならない。低開発地域の運動と民主化運動の共闘あるいは融合の可能性は、依然、現実のものとして存在する。

また、南北和平プロセスの進展と同時に深刻化してきたダルフール危機は、「移行期」の政治過程全体を覆しかねない不安定要因であるが、スーダン国民の間にはこの問題を、スーダン内部からのイニシアティブによって民主的かつ包括的に解決しようという機運が存在している。このような解決は本来、「新しいスーダン」のヴィジョンに基づけば充分可能なわけであり、こうしたイニシアティブが成

*2 国民民主同盟にはこの他、「国軍合法司令部」、紅海岸の住民の運動である「ベジャ会議」なども加わった。なおウンマ党は、のちに国民民主同盟における活動を凍結。
*3 CPA の詳細に関しては、栗本 (2005) 参照。
*4 以下の分析は、SPLM の第二回大会資料 (Sudan People's Liberation Movement 2008) および二〇〇八年三月に筆者が同行した SPLM の北部（ハルトゥーム・ワード・マダニー）における政治宣伝ツアーの過程での取材に基づいている。

*5 Sudan People's Liberation Movement (2008) 中のバガン・ナムム (Pagan Amum) 事務局長による "Organizational Report"。

*6 Sudan People's Liberation Movement (2008) 中の "Opening Speech"。

*7 注5に引いた "Organizational Report" 参照。一方で、「新しいスーダン」というスローガン自体のニュアンスに微妙な変化も見られる。一九九〇年代には「新しいスーダン」とは、武装闘争によってバシール政権を打倒したのちに建設されるもの、「古いスーダン」とは完全に絶縁した存在としてイメージされていた。これに対し、SPLM 第二回大会では、「古いスーダン」から「新しいスーダン」への移行を、「古い爪を押し出して新しい爪が生えてくるようなプロセス」とする興味深い議論が見られ、これはバシール政権が温存された状態で漸進的に変革を進めねばならない、CPA 成立後の状況を反映している。また、サルバ・キール自身が大会演説のなかで、SPLM はスーダンの統一維持のために最大限の努力をするが、もしも南部の人々が最終的に分離独立を選ぶならば、そ

の意思を尊重する、と述べ、その場合には「SPLMは(南北)二つの国それぞれで『新しいスーダン』のヴィジョン実現のための政治を追求することになるだろう」と言明しており、ここではすでに南部が分離独立を遂げた場合に備えて、「新しいスーダン」を複数形のものとして構想し直すことが試みられている。だが現時点で注目すべきなのは、にもかかわらずSPLMがあくまで組織としては、スーダンの統一を守ろうとする立場を堅持していることであろう。

*8 「移行期」の中央政府の閣僚ポスト三〇名のうち一五名はNCP、九名はSPLMに割り当てられているが、残り六名は「その他の南北の政治勢力」に残されており、民主統一党は入閣を選んだ。また共産党は政権には参加しないが、議会には「国民民主同盟」ブロックとして参加している。

*9 なお共産党は政治的解雇者への補償問題にとくに力を入れ、また一九八九年以降の不正を正すための試みとして「真実委員会」の設置を提案している (al-Hizb al-Shuyū'ī al-Sūdān 2008)。

*10 比例代表制と小選挙区制を一对一の割合で組み合わせ、比例区の候補者リストは男女比を半々にすることなどが提案された。

*11 なお、「部族民兵」問題に関連して、ダルフル危機については、これを農耕民と牧畜民との間の水や放牧地をめぐる争いとする説明もあるが、正確ではない。生業形態の相違や資源利用をめぐる対立が存在することは事実であるが、現地の社会には、こうした対立を交渉によって平和裡に解決するメカニズムも存在してきた。ダルフルで起きているのは、

政府により組織・訓練・武器供与された「民兵」による攻撃であり、また(「ジャンジャウィード」と呼ばれる)この「アラブ系」民兵のなかには、実は現地のアラブ系牧畜民ではなく、スーダン政府によって西アフリカなどの近隣諸国からリクルートされてきた「外人」部隊も多数含まれている。

*12 Sudan People's Liberation Movement(2008)中の「Interest in Sustainable Peace in Darfur」なお、SPLM/SPLAはマルクス主義的語彙を用い、「正義と平等運動」は「イスラーム主義」的語彙を用いるが、いずれもダルフルの低開発状況への異議申し立てを試みてきた組織といえる。だが近年は、「正義と平等運動」は冒険主義的傾向を強め(二〇〇八年五月には武力で首都近郊の町オムドゥルマーンを制圧しようとして失敗)、またSPLM/SPLA(アブド・アル・ワーヒド・ムハシマド・ヌール派)は国際的な「アラブ」対「反アラブ」対立の図式のなかに巻き込まれて、イスラエルに事務所を開設するなどの逸脱を示している。

*13 国連はイラク戦争の際にはアメリカと距離を置いたが、その後「保護する責任」論によって、自らのイニシアティブでアジア・アフリカなどに積極的に武力介入する可能性を模索し始めた。これは巨視的にはサミール・アミーンらが指摘する「北」(アメリカ・ヨーロッパ・日本の三極)による「南」の共同管理、という状況に対応するものといえよう。

*14 たとえば「南北和平」に関しても、一九九四年にIGAD諸国が提起した調停方針案(「原則宣言」)は、「和平」だけではなく、スーダン全体の民主化、また政教分離の重要性などを確認した点で、のちのアメリカの構想よりも積極的側面

を有していたといえる。

●参考文献

栗田禎子(2001)『近代スーダンにおける体制変動と民族形成』大月書店。

——(2004a)「スーダンにおける民主主義の伝統と将来の展望」

『地域研究』六巻一号、一一九—一三八頁。

——(2004b)「タール・フル危機をどう見るか——問題の構造と打開の展望」『アフリカNOW』(アフリカ日本協議会)、六八号、六一—九頁。

——(2005)「スーダン——南北『和平協定』と今後の課題」『海外事情』五三巻六号、六一—七三頁。

——(2006)『包括和平協定』成立後のスーダン』『アフリカレポート』四二号、四一—四五頁。

栗本英世(2005)「スーダン内戦の終結と戦後復興」『海外事情』

五三巻四号、二二—二二頁。

——(2008)「南部スーダンの復興に学ぶ」『エッセイ』

二〇〇八年五月—三日号、四八—五一頁。

Flint, Jitie and Alex de Waal(2005) *Darfur: A Short History of a Long War*. London: Zed Books.

Garang, John(1992) *The Call for Democracy in Sudan*. London and New York: Kegan Paul International.

Government of the Republic of the Sudan and the Sudan People's Liberation Movement/Sudan People's Liberation Army(2005) *The Comprehensive Peace Agreement*.

Hämidi, Sulymān(2004) *Dār Fār. al-Kharīm: al-Maydān*.

al-Hizb al-Shuyū'ī al-Sūdānī(1965) *Thawra al-Sha'b*(人民革命) al-Qāhira.

——(2008) *Mashrū' Barnāmiy al-Hizb al-Shuyū'ī al-Sūdānī al-Maqaddam li-l-Mu'tamar al-Khāmis*(スーダン共産党第五回大会綱領案)(<http://www.midan.net>)

Justice and Equality Movement(2004) *The Black Book: Imbalance of Power and Wealth in Sudan*(<http://www.sudanjen.com>)

National Democratic Alliance(1995) *Conference on Fundamental Issues*. Asmara.

Pruiner, Gerard(2005) *The Ambiguous Genocide*. London: Hurst & Company.

Sudan People's Liberation Movement(1983) *Manifesto 31 July 1983*, n.p.

——(2008) *The SPLM 2nd National Convention, Juba, 15th-20th May 2008*(<http://www.splmtoday.com>)

(へりた・よしこ)／千葉大学文学部)